

浙江省工商行政管理局通知  
「浙江省著名商標の認定に関する基本要件」  
および「浙江省著名商標認定業務の手続き」

2006年5月25日発布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

各市、県(市、区)工商行政管理局へ

『浙江省著名商標の認定と保護に関する条例』の関連規定に基づき、十分な論証を行い、意見を広範囲にわたって募集した上、省局は浙江省著名商標の認定の基本要件、業務手続きについて修正し完備したため、改正後の『浙江省著名商標の認定に関する基本要件』、『浙江省著名商標認定業務の手続き』を頒布し、徹底して執行するよう要望する。

二 六年五月二十五日

### 浙江省著名商標の認定に関する基本要件

『浙江省著名商標の認定と保護に関する条例』の規定に基づき、公正、公平、公開、科学的の原則を遵守し、浙江省著名商標認定の申請は、以下の基本要件に適合しなければならない。

#### 一、認定申請商標の登録状況

- 1、認定申請商標の登録人は、本省で法に基づき登記登録した企業、事業単位、社会団体、個人経営者でなければならない。
- 2、認定申請商標は、当該商標の登録承認日からの連続使用が3年間経過したものとする。その他の企業から譲渡を受けた商標の場合、3年間以上連続的に使用されており且つ譲受後1年間経過したものは、申請を提出できる。
- 3、認定申請商標について、その商品に表示した名称は、営業許可又はその他対応する合法的な資格証明書、『商標登録証』の登録人名称と一致しなければならない。
- 4、認定申請商標について、その実際に使用する商標標識は、適正使用の要求に適合しなければならない。
- 5、認定申請商標の使用範囲は、登録で承認された商標の使用が確認された商品に限る。

#### 二、認定申請商標の使用と管理状況

- (一)商標の付された商品又はサービスの品質要求

1、商標の付された商品の生産経営は、国の関係法律・法規と政策の規定に適合し、国家が生産を制限し、又は淘汰される商品ではないこと；商標の付されたサービスは、法律法規と政策によって経営が許可されるサービス項目であること。

2、商標の付された商品(サービス)の品質は、省内又は国内の同類、同ランク商品(サービス)においてトップを占め、評価度は高く、市場見通しがよい。

3、商標の付された商品(サービス)は最近3年間に、国、業界と省レベルの関連部門が行った品質統一検査、抜き取り検査、定期監査及び輸出商品検査には、いずれも合格したものとす；輸出商品については品質事故もしくは詐称や他人商標の模造により、外国側の返品、賠償請求等国際貿易紛争が生じていないこと。商品(サービス)の品質が保証され、最近の3年間に於いて大きな品質事故が発生していないこと。

4、消費者又はユーザより商標の付された商品又はサービスに対する重大な品質クレームがないこと；消費者権益侵害に関する重大なクレームがないこと；修理、交換、返品の方式が明確であること；アフターサービスがよく、クレーム率が低いこと。

## (二) 主な経済指標

商標の付された商品(サービス)の品質が良好で、生産量、売上、純利益、税金、市場シェア、及び輸出による外貨売上等の主な経済指標並びに企業規模が、省内の同業界又は同類商品でトップを占めること；企業が良好な経済的利益と社会的利益を備え、発展の見通しが良いこと。

商標の付された商品の年間売上収入(生産高)に関する具体的な基準は、以下に示す。

1、バルク製品は1億元以上

2、伝統ブランド製品、省又は国家ハイテク企業、外向型企業(自主ブランド製品の年間輸出額が年間売上収入の50%以上を占める企業)、サービス業及び農産物を原料とする加工製品は、年間売上収入が5000万元以上

3、農産物の年間売上収入は500万元以上

4、一部の特殊商品の売上指標については、当省の業界における企業の実際状況によって商標査定委員会が確定する。

特色のある農産品、サービス業と発展途上地区の企業については、状況に応じて基準を適切に下げても良い。

### (三) 知名度と営業地域範囲

1、主要な商品販売地(又はサービス区域)において高い知名度を持ち、販売市場(又はサービス区域)が、ほぼ全省をカバーすること。輸出商品の生産を主とする商標の企業は、広範囲な販売地域を持っており、自社商標を使用する商品の輸出額が同企業の全輸出額の60%以上を占め、その登録商標が主要な輸出国(地区)で登録されていなければならない。

2、商標及びその商品又はサービスの宣伝を重要視しており、最近3年間の広告宣伝費用が年間売上収入の2%以上を占めること。農産品、中間製品には比率を適切に下げても良い。

3、省内の同一業界又は国内市場において高い評価と認知度を有すること。

### (四) 商標の内部管理機構

商標登録人は商標の内部管理のため、に健全な機構を設け、商標の付された商品の生産(又はサービス)に基準化管理を実施し、完全で且つ効果的な品質(サービス)管理システムを構築しなければならない。『商標法』等法律法規の知識を習得しよく理解しており、商標専用権の適正使用、管理と保護を重要視すること。商標の使用、印刷制作、管理とファイル等に完全な制度を備えること。

## 三、認定しないケース

認定申請商標は最近の3年間において以下の事情のいずれがある場合、認定しないものとする。

1、申請の過程に、故意に事実を隠蔽し、偽称欺瞞、偽りの証明材料を提供する等詐欺行為があった場合；

2、企業の生産量、売上収入と利益、税金等主要な経済指標が、連続して2年間以上にわたって低下方向にあり、その幅が大きく、市場競争力に欠ける場合；

3、企業の社会的責任意識が欠ける場合；

(1)品質の抜取検査結果に不合格となり、又は大きな品質事故が発生し、国内外における重大な賠償請求事件をもたらした場合；

(2)環境汚染、食品の不安全、又は安全生産への潜在的な危険性があり、関連部門に取り締まられた場合；消費に関する権利侵害争議、労働の権利侵害争議、社会と労働保障の不足、企業の信義誠実不足等によって、社会的に悪い影響をもたらした場合；

(3)国家の強制管理商品を生産経営し、相応する許可証書を取得していない場合；

(4)法定要求事項である商品の「3つの保証」を実施せず、アフターサービスが粗末で、消費者又はユーザクレーム率が高く、社会的信用度に欠ける場合；

4、申請人の登録商標が他人に「登録不当」として国家商標局に取消を要請され、審理を受けている場合；

5、他人の登録商標専用権の侵害及びその他国家法律、法規、規章に違反する行為がある場合。

**四、省著名商標の延長確認は本要件に基づき実施する。**

**五、「浙江省著名商標の認定に関する基本要件」は、頒布時より施行する。元「浙江省著名商標の認定要件に関する具体的な基準」は同時に廃止する。**

# 浙江省著名商標認定業務の手続き

## 第一章 総則

第一条 公開、公平、公正、科学的の原則をより具現化し、浙江省著名商標の認定業務の適正化を図るため、『浙江省著名商標の認定と保護に関する条例』の規定に基づき、本手続きを制定する。

第二条 著名商標の申請、予備審査、査定、認定、公告は本規定手続きに従って行う。

## 第二章 申請

第三条 浙江省工商行政管理局は、メディアを通して本年度の省著名商標認定公告を公布する。当省で法によって設立した企業、事業単位、社会团体、個人経営者は、いずれも『浙江省著名商標申請指導申込表』を浙江省工商行政管理局の公式ウェブサイト (<http://www.zjaic.gov.cn>) からダウンロードするか、又は現地の工商行政管理局から入手できる。

第四条 省著名商標査定委員会弁公室(以下、査定委弁公室と略称)は、全省の著名商標申請の申請人を対象に集中指導教育を行う。

第五条 その商標が省著名商標の認定要件に適合するとした申請人は、『浙江省著名商標認定申請表』を浙江省工商行政管理局の公式ウェブサイトからダウンロードするか、又は現地の工商行政管理局から入手し、関連内容(申請表は一式四部)を記入して、所在地の市、県(区)の工商行政管理局へ申請を正式に提出し、且つ以下の申請用材料を提供する。

(一)基本状況: 申請人の概況、企業沿革; 企業の規模、資産、主要な経済指標及び発展方向等の状況; 商標の付された主要商品又はサービスの生産経営状況; 商品の品質と市場評価度、関連公衆の認知度等の状況; 企業の信義誠実、環境対策、企業の雇用と社会労働保障等の状況; 商標の登録、管理と模造品取締や権利主張、広告宣伝等の状況。

(二)主体の合法性証明材料。

1、企業法人の営業許可又はその他有効な資格証明のコピー;

2、『組織機構コード証』のコピー。

(三) 当該商標の使用持続時間を証明する関連材料。

1、『商標登録証』又は同等な効力を有する商標登録証明のコピー（現地工商行政管理部門の印章を押して確認されたもの）と商標標識（5cm × 4cm 一式四部）；

2、実際に商品で使用する商標標識が『商標登録証』で確認される商標図形、文字、商標使用範囲、商標の所持者と一致することを証明する材料；

3、商標の最初の使用と継続的な使用に関する証明材料；

4、国外における商標の登録状況を証明する材料

(四) 当該商標の宣伝、販促業務に関する材料

即ち当該商標に関連する企業商品広告宣伝及び企業イメージの宣伝であって、宣伝の方式、地域的範囲、宣伝メディアの種類及び広告投入量等を含む関連材料；

(五) 当該商標への関連公衆の認知度を証明する関連材料。

1、商標を表示する商品の生産・販売量の同一業界におけるランキング等関連証明材料；

2、商標を表示する商品について、国内における販売又はサービス区域及び専売、フランチャイズネットワークの配置状況の証明材料；

3、商標を表示する商品の輸出販売状況の証明材料；

4、公衆に対する当該商標を表示する商品の知名度、名声、信頼度を反映する証明材料。

(六) 商標が保護を受けた記録の証明材料。

1、企業が商標保護への重要視度及び商標管理機構、担当と商標管理業務状況の証明材料；

2、商標が詐称され、権利侵害を被った程度と範囲及び保護を受けた記録に関する証明材料。

(七) 当該商標の著名度を証明するその他の証明材料。

1、当該商標を使用する主要商品最近三年間の生産量、販売量、売上収入の発展・変化状況を証明する材料；

2、当該商標を使用する主要商品最近三年間の利益、税込変化状況を証明する材料；

3、輸出企業の当該商標を使用する主要商品の輸出による外貨販売状況を証明する材料；

4、当該商標を使用する商品が、品質監督、食品衛生監督部門によって行われた統一検査、抜取検査、定期及び日常的監督検査での検査測定結論を証明する材料(省以上の免検製品の場合、免検である証明を提供する)；

5、商標の市場評価度と省レベル以上での表彰状況；

6、ハイテク企業に属する場合、有効な証明材料を提供する。

(八)法による社会的責任負担に関する証明材料。

1、労働と社会保障に関する国家法律、法規の規定を厳格に施行し、最近三年間において重大な労働争議等事項が発生していない内容の証明材料；

2、安全生産に関する国家法律、法規の規定を厳格に施行し、最近三年間において重大な安全生産事故が発生していない内容の証明材料；

3、環境保全に関する国家法律、法規の規定を厳格に施行し、最近三年間において重大な環境争議等事項が発生していない内容の証明材料；

4、食品衛生管理に関する国家法律、法規の規定を厳格に施行し、最近三年間において重大な食品安全事故が発生していない内容の証明材料；

5、最近三年間において重大な消費者権益争議が発生していない内容の証明材料。

(九)その他の関連材料。

### **第三章 受理と予備審査**

第六条 各県(市、区)の工商行政管理局は、申請人の申請材料の真实性を審査し、審査をほぼ合格し、報告する予定を立てた単位について、関連部門の意見を求めた上、取りま



とめて市工商行政管理局に報告する。要件に適合しないものは、申請用材料を返却し且つ理由を説明する。

第七条 市工商行政管理局は、県(市、区)工商行政管理局が報告した申請用材料を受領した日から、30日間以内に再審を行い、予備審査決定を行う。予備審査で申請要件に適合したものは、局長公式会議で検討し決定した後、局より公的書類を作成し省工商行政管理局に報告する。また、総名簿及び冊子に綴じた申請人の申請材料を添付する。要件に適合しないものは、申請用材料を返却し且つ理由を説明する。。

第八条 申請人は市、県(区)工商行政管理局の予備審査意見に対して異議がある場合、『浙江省著名商標の認定と保護に関する条例』第十条の規定に基づき、省工商行政管理局に再審申請を提出できる。再審の申請は書面によって提出し、理由を表明して且つ関連づける証拠材料を提供しなければならない。

第九条 著名商標の延長確認を申し込む商標登録人(前期の認定有効期限が三年間満了した)は、『浙江省著名商標延長確認申込表』を省工商行政管理局の公式ウェブサイトよりダウンロードするか、又は現地の工商行政管理局から入手し、管轄区である県(市)の工商行政管理局に申し込む。県(市)の工商行政管理局が予備審査を行った後、市工商行政管理局に報告する。市工商行政管理局は審査し取りまとめて省工商行政管理局に報告する。

#### **第四章 査定**

第十条 査定委弁公室は、各市の工商行政管理局より報告された『予備審査推薦報告』と申請企業の材料を審査し、業界の主管部門と業界協会に意見を求める。また、省消費者協会に社会公衆調査を依頼する。公衆調査の結果と意見募集について、書面材料を作成すべきである。

第十一条 浙江省著名商標の査定と認定業務は、『浙江省著名商標査定委員会査定業務規則』に基づき実施する。

第十二条 商標の権利侵害及び馳名商標の申請等特殊な事情により、省著名商標の認定を必要とする申請人は、案件発生地市の工商行政管理局に申請を提出する。省工商行政管理局は調査と審査を行い、書面によって浙江省著名商標査定委員会に意見を求めた後、認定し且つ公告する。

#### **第五章 認定公告**

第十三条 浙江省著名商標査定委員会と省工商行政管理局の確認と審査により、浙江省著名商標資格を備える商標及び延長を確認された商標は、省工商行政管理局が公式文書によって公布する。

浙江省著名商標の認定と延長確認の公告は、浙江省工商行政管理局の公式ウェブサイトと関連メディアで頻布される。

## **第六章 付則**

第十四条 本業務手続きの解釈は省工商行政管理局が責任を持つ。

第十五条 本業務手続きは公布日より施行する。元『浙江省著名商標認定業務の手続き』は同時に廃止する。